



八幡浜市空き家バンク リフォーム補助金



ご利用条件

- 空き家バンクに登録されていた物件である。
- 交付決定通知まで、リフォーム工事には着手していない。
- 申請者は空き家バンクの利用希望登録者または物件登録者である。
- 3親等内の親族間の売買契約または賃貸借契約ではない。
- 売買契約または賃貸借契約を実施した日から1年以内である。
- 市税等の滞納がない。(同一世帯の方を含む)
- 申請者以外の住宅所有者に施工の同意がとれている。
- リフォーム工事費用(税抜)が20万円以上である。
- 市内に本店・支店等の事業所を有する建築業者等が施工する。
- 他の補助金制度と補助対象部分が重複していない。
- 申請年度の3月末までに、完了実績報告書が提出可能である。

・ご利用条件すべてにあてはまる方が対象です。

注意事項

- ・一住宅に限り1回限り・1申請者に限り1回限りです。(補助金の増額の変更はできません。)
- ・交付決定前に工事に着手された場合は、対象外になります。
- ・リフォーム工事費用(税抜)の1/10の金額を補助します。
- ・補助上限額 30万円
- ・予算には限りがあります。



ご利用の流れ

事前相談

事前にご相談・お問い合わせください。

書類提出

必要書類を提出してください。

交付決定通知

書類提出から交付決定まで1週間程度です。

リフォーム工事開始

必ず交付決定後に工事を開始してください。

事業完了報告

工事は年度内に完了してください。

補助金支払い

補助金支払いまで2週間～1ヶ月程度です。

問い合わせ先



〒792-0292 八幡浜市保内町宮内1-260
八幡浜市役所 保内庁舎
産業建設部 建設課 空き家対策係
TEL 0894-21-3139 FAX 0894-37-2646